

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成30年4月19日(2018.4.19)

【公開番号】特開2017-14317(P2017-14317A)

【公開日】平成29年1月19日(2017.1.19)

【年通号数】公開・登録公報2017-003

【出願番号】特願2015-129023(P2015-129023)

【国際特許分類】

C 0 9 D 11/17 (2014.01)

B 4 3 K 8/02 (2006.01)

【F I】

C 0 9 D 11/17

B 4 3 K 8/02

F

【手続補正書】

【提出日】平成30年3月9日(2018.3.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

顔料粒子と、体质材と、凝集分散剤と、凝集コントロール剤と、アクリル樹脂と、溶媒とを含むことを特徴とする、筆記用具用水性インキ組成物。

【請求項2】

前記顔料粒子が酸化チタンである、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

前記酸化チタンが酸化アルミナで表面処理されたものである、請求項2に記載の組成物。

【請求項4】

前記凝集分散剤が、多塩基酸のアルキロールアンモニウム塩である、請求項1～3のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項5】

前記凝集コントロール剤がセルロース誘導体である、請求項1～4のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項6】

前記凝集コントロール剤の含有量が、水性インキ組成物の総質量を基準として、0.05～1.0質量%である、請求項1～5のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項7】

前記アクリル樹脂の含有率が、水性インキ組成物の総質量を基準として、0.5～1.0質量%である、請求項1～6のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項8】

粘度が、20、剪断速度380sec<sup>-1</sup>、回転速度100rpmで1～20mPa・sである、請求項1～7のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項9】

20における粘性指数nが、0.6～1.0である、請求項1～8のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項10】

ポリオレフィン樹脂粒子をさらに含む、請求項 1～9 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 1 1】

ポリオレフィン樹脂粒子の平均粒子径が、 $0.1 \mu m \sim 35 \mu m$  である、請求項 1～10 のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 1 2】

前記ポリオレフィン樹脂粒子の含有量が、水性インキ組成物の総質量を基準として、 $0.01 \sim 10$  質量 % である、請求項 1～11 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 1 3】

請求項 1～12 のいずれか一項に記載の組成物を収容してなることを特徴とする、筆記具。